

1. 地方創生の推進について

要 旨

人口減少問題への対応は、本県においても最重要課題であるとともに、短期間で成果が得るものではなく、長期的なスパンでの取り組みとそのための財源の確保は必要不可欠です。

平成28年度に国が創設した「地方創生の進化のための新型交付金（地方創生推進交付金）」は、補助率が1/2であることから財政負担も相当額必要となっています。

また、申請に係る事務負担も依然として大きく、苦慮しております。

つきましては、地方自治体が主体的に地方創生を強力に推進できる仕組みとするため、以下の事項について国に対して働きかけをお願いします。

- (1) 地方創生に係る財源として地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」の継続・拡充を行うこと。
- (2) 地方創生推進交付金制度について、規模及び補助率の拡充を行うとともに、交付金の使途についてより自由度の高い柔軟な制度とし、また、地方自治体の実態に合わせた事務の簡素化が図られるよう見直しを行うこと。

2. 特定地域づくり事業の推進に向けた制度の見直しについて

要 旨

国は、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）」を公布し、「特定地域づくり事業協同組合」に対して財政支援を行うなど、人口減少とともに不足する人材の確保を支援しているところで

す。

本制度は、都道府県知事に認定された中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合が、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業によりマルチワーカーの派遣等を行うものです。しかしながら、労働者派遣法第4条では、建設業務や林業の一部作業などへの派遣が禁止されているため、本県はもとより全国の人口急減地域において建設業や林業の人材不足、後継者不足についても深刻な状況にありながら、本制度を活用することができません。

また、このような地域にあっては事業所の絶対数が少なく、1団体当たりの負担額が大きくなるため、いざ組合員を募る段になると出資金と事務局運営費が加入への大きな躊躇の原因になっています。

つきましては、労働派遣法の規定に特例措置を設けること及び、出資金と事務局運営費の見直しなど、国による本制度の運用見直しについて積極的な働きかけをお願いします。

加えて、県においても、本制度の推進に尽力いただいているところですが、各事業所の制度認知は不十分な状況であるため、各地域において取り組みが進むよう町村と連携した一層の制度周知並びに事業推進をお願いします。

3. ワークেশョンの推進について

要 旨

働き方改革の推進等により、仕事を継続しつつ、その地域ならではの活動をおこなう余暇を楽しむ「ワークেশョン」は、この時代に即した取り組みとして、認知が広がっております。昨年11月には和歌山県、長野県、鳥取県ほか、全国76自治体によりワークেশョン自治体協議会が設立され、情報交換や体験会の開催等が検討されるなど、ワークেশョンの普及促進に向けた機運が全国的に広がってきている状況であると考えます。

鳥取県は、雄大な自然や海・山・里の食の恵み、またそれらを活かした体験活動など、ワークেশョンの意義を増大させるさまざまな資源がそろった地域であり、訪れた方に満足いただくことにより、関係人口の増加にもつながると考えられます。

つきましては、ワークেশョンの受け入れ態勢を強化するため、Wi-Fi整備や宿泊施設の改修など環境整備への補助事業の充実、ワークেশョンに取り組む県内地域を広く全国に周知するなど、ワークেশョン受入推進をお願いします。

4. サイクリングルートを活用及び受け入れ環境整備について

要 旨

自転車活用による地域活性化を目的として、令和2年3月に「鳥取うみなみロード（とっとり横断サイクリングルート）」の整備が完了し、同月には鳥取県自転車活用推進アクションプログラムが策定されました。

鳥取うみなみロードについては、今後、路面改良や専用レーン、ブルーラインの設置等、ハード整備を進められると思いますが、誘客の促進と経済効果の拡充による地域活性化のためには、ルート沿線に立地する民間事業者の受け入れ環境及び態勢の整備が重要であると考えます。また、ルート沿線に限った整備ではなく、鳥取うみなみロードから各市町村が設定するルートへの誘導と受け入れ環境及び態勢の整備も合わせて実施することで、より効果的に地域活性化に寄与するものと考えます。

つきましては、鳥取県自転車活用推進アクションプログラムに基づき、各市町村が設定するサイクリングルートを活用する取り組みに対する支援制度及び民間事業者が施設改修や備品購入等の受け入れ環境整備に取り組む際に活用できる支援制度の創設をお願いします。

5. 統計調査業務の民間委託について

要 旨

「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」、「公共サービス改革法（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）」に基づき、統計調査業務における民間事業者の活用に向けた取組を推進することとし、これを踏まえ、平成17年3月31日に「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を作成されました。しかし、ガイドライン作成後15年が経過しても、地方公共団体が受託する統計調査事務への民間事業者の活用はそれほど進んでいません。

一方で、毎年実施される統計調査については、事前に登録された登録調査員を中心に行っていますが、登録調査員の高齢化、新規登録希望者の不足により、年々調査員の確保が困難となっています。特に近年は、オンライン回答やタブレット端末の導入、調査書類の厳格な管理等の事務的・精神的負担感の増大から、調査員になることを敬遠される傾向にあるうえ、今年度は新型コロナウイルス感染症への懸念もあり、国勢調査員の確保には、多くの時間を要したところです。

また、個人情報保護意識の高まりや、訪問詐欺に対する警戒感、住民の高齢化による調査票記載の負担感の増加等により、年々、調査に対する住民や事業所等の協力や理解が得られにくい状況となっています。

つきましては、各種統計調査事務を見直し、調査員や調査対象の負担軽減を図るとともに、調査員による実地調査及び地方公共団体の審査業務について、民間委託をより推進するよう、引き続き国に働きかけていただきますようお願いいたします。

6. 社会保険診療に対する控除外消費税の負担軽減措置について

要 旨

医療機関の支出のうち大部分は、診療を行うために必要な設備や薬品等の購入費、清掃や給食等の委託業務費など、課税仕入れに該当し多くの消費税を支払っております。

しかし、収入のうち的大部分は診療報酬などの非課税売り上げに該当し、患者からは消費税をいただいております。

このため、課税仕入に係る消費税は仕入税額控除が適用されず、結果的に医療機関が最終消費者として多額の消費税を負担し損税が生じています。

令和元年10月には消費税率が8%から10%に引き上げられ、これに対応するための診療報酬及び介護報酬の改定が実施されたところですが、損税解消のための十分な改定とはなりません。

つきましては、損税解決のための抜本的改善策を実行されるよう引き続き、国に対して働きかけをお願いします。

7. 光ファイバ等施設の保守管理や設備の更新に係る支援制度の創設について

要 旨

総務省の「地域情報通信基盤整備推進交付金」等を活用し、公設民営方式で光ファイバ網を整備した市町村等にとっては、施設の保守や管理費用、また、耐用年数経過後の設備更新費用の負担が財政を圧迫する要因となっておりますが、これらの費用負担に対する支援制度は創設されていません。

また、新たに総務省より示された自治体情報セキュリティ対策に対応していくために、自治体情報セキュリティクラウドや地方公共団体情報セキュリティ対策を進めることによつて、ランニングコストや耐用年数経過後の設備更新費用などIT関連にかかる費用は増大していくばかりで、各サーバー及び端末等保守が本年度から再来年に向け、更新時期を迎える予定となっております。

さらに、ケーブルテレビやインターネット等の運営については、直営はもとより、第3セクターで運営している場合でも、IRU契約による施設使用料を安価に抑えるなどして黒字になっていても実質的には赤字である場合がほとんどであり、機器等の更新による多額の経費負担、財源の確保に苦慮しています。

つきましては、情報基盤を継続・維持するためにも、国による支援制度の創設と、経常的な費用の負担軽減のための地方交付税措置を、国に対して強く働きかけをお願いします。

8. 人権侵害の解消に向けた取り組みについて

要 旨

部落差別のない社会の現実をめざした「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、4年目を迎えています。法律施行後も結婚や就職等での身元調査や土地の売買に係わる土地差別、そして、インターネットによる差別書き込み等、悪質な差別事象が発生しています。

特に、情報化社会によるインターネット上での書き込みは深刻であり、鳥取ループ・示現舎による「部落探訪」は、全国にある同和地区を訪れ、写真を撮り、インターネット上に掲載し、差別を助長、拡散しております。「部落差別の解消の推進に関する法律」は、相談体制の充実、教育及び啓発活動、そして実態調査を行うことが記されており、部落差別の解消に向けて、その具体化が課題となっております。

また、新型コロナウイルス感染症においては、感染者やそのご家族、医療関係者などが差別や偏見を受けるといった事象が発生しており、県としてもクラスター対策条例を策定されるなど取り組みを強化されておりますが、人権侵害は根深いものがあります。

つきましては、以下の事項について、国への働きかけ及び県における支援をお願いします。

- (1) 引き続き、インターネット上における差別、人権侵害を禁止する法整備が喫緊の課題であるため、より積極的に働きかけること。
- (2) インターネット上における差別記載のモニタリングを効果的に行えるよう、「ネットモニタリング・ネットワーク」を県主体で構築すること。
- (3) 教員自身が差別を現実に学び、差別を受けた人の苦しみや痛みを感じることができる感性・想像力を養う人権・同和教育を充実させ、子ども達に伝えること。
- (4) 「同和问题・部落差別に関する相談窓口」の周知と相談員のスキルアップを図り、誰もが安心して暮らせる環境整備を推進すること。
- (5) 「人権委員会」の設置を国に働きかけること。
- (6) 引き続き、部落差別を解消する為に必要な調査項目を検証・整理し、被差別部落の実態、また国民の意識の実態について分析のできる実態調査を実施すること。
- (7) 新型コロナウイルス感染症に基づく差別事象の解消に向けた啓発活動を継続して実施すること。

9. 米軍機による低空飛行訓練の中止について

要 旨

米軍機が行う低空飛行訓練の中止については、鳥取県から防衛省に対して要望され、中国地方知事会で共同アピールとして採択されている経過もあります。

米軍機または米軍機と思われる低空飛行訓練は以前よりは減ってきてはいるものの、自衛隊輸送機と思われる航空機の低空飛行、さらに平成31年2月5日と6日、令和元年5月15日、12月3日にはオスプレイが若桜町の上空を飛行するなど、地域の住民から不安の抗議が寄せられます。

低空飛行訓練ルートは、人口が密集している住宅地、病院や学校・こども園・養護老人施設等が存在しています。

また、米軍機等による低空飛行の訓練ルートとドクターヘリ、防災ヘリなどの飛行ルートが重なり、衝突やニアミスの危険性も懸念されることもあります。

つきましては、国の責務として事態を正確に把握し、飛行訓練が関係自治体の意向を無視して実施されることがないように、国に対して働きかけをしていただくとともに、当該航空機の所属等の問い合わせを行った際には、早急に回答していただくようお願いします。

10. 病院事業にかかる交付税等の財政支援について

要 旨

地域医療を推進する上で、へき地医療、救急医療、不採算部門の維持など自治体病院が担う役割・責務は大変重要であります。こうした地域医療を支えるために交付税が措置されておりますが、算定額では減額された項目もあり十分な措置となっております。

また、国は、高齢社会に向け、地域包括医療ケアを推進しており、中小自治体病院では、基盤整備及び人材確保などの投資を行ったうえで、在宅医療や地域包括医療ケアに注力しています。

つきましては、交付税は病院事業の運営・経営に重要な役割を果たしていることから、引き続き減額されることのないよう所要額の確保とともに、地域包括医療ケアを評価する項目が創設されるよう国へ要望をお願いします。

加えて、令和5年度までに見直しをすることとされている介護療養病床において、介護医療院も選択肢の一つとなりますが、医療法上の位置づけがなく病床に該当しないため、交付税措置がありません。介護療養病床から介護医療院へ転換した病床について、交付税措置の項目が創設されるよう引き続き、国へ働きかけをお願いします。

1 1. 新たな過疎対策法の制定について

要 旨

国の過疎対策は、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法を制定された後、4次にわたる特別措置法の制定により、生活環境の整備や産業の振興等が可能となり、過疎地域において大きな役割を担ってきたところです。

過疎地域は都市に対して、食糧及び水資源の供給、自然環境の保全、森林による地球温暖化の防止などに貢献するなどの公的な役割を担っておりますが、若者の流出等による人口減少と少子高齢化が都市部と比べて急速に進行し、地域における様々な分野の担い手の確保も厳しい状況にあり、国土保全機能やコミュニティ機能の弱体化、買い物等の生活支援機能の低下など、多くの問題が顕在化しています

このようなことから、令和3年3月末の現行の対策法失効後も、過疎地域の課題解決や地域振興に向けた施策の実施が重要です。

つきましては、新たな過疎対策法を制定し、総合的な過疎対策の充実強化を国に強く求めていただくようお願いいたします。

1 2. 買い物弱者に対する買い物サービスの充実について

要 旨

近年、買い物弱者対策が求められる中、「将来にわたり暮らし続けることができる環境の整備」を図るため、町内全域の移動販売車による買い物サービスの提供を行うなど、買い物サービスの充実等に取り組んでいます。

移動販売車の運行は、経費負担が増加して継続が厳しい状況にあり、車両や関連装備等も経年劣化し、修理費や燃料費が年々増加し採算が合わない状態で事業運営を行っています。

現在は、県において鳥取県中山間地域買物支援事業費補助金があり、移動販売車の導入助成、3年目までの運営費助成の制度があるものの、4年目以降の継続的な支援策がないのが現状です。

つきましては、中山間地域の買い物弱者を守るためには町村と事業者の企業努力のみによる事業継続は厳しく、県と一体となった取り組みとして継続的な支援が必要不可欠な状況であるため、燃料費、車検費及び修理費等に対する4年目以降の運営費について、助成制度の拡充をお願いします。

1 3. タクシー利用費助成制度に対する県補助制度の 拡充について

要 旨

町村では、基本的な対象を「高齢者で運転免許証を有していない者、身体障害者手帳等を有している者及び介護保険認定者で運転免許証を有していない者」として、タクシーの利用費を助成しており、本年4月から県補助制度を創設していただいております。

しかしながら、交通手段を持たない75歳未満の高齢者に対しては県の補助制度がなく、町村単独で助成している状況にあります。

つきましては、これまで単独で助成を実施していた自治体に対しては、県補助の対象とならない町村の既存制度による助成額の1/2を助成していただく等、制度の拡充をお願いします。

1 4. 公共交通の維持確保対策について

要 旨

現在、公共交通の利用者は、地域の人口減少、マイカー利用者の増加などで、大きく減少しています。利用者の低迷による収入減のほか、運転手不足などの要因も影響して、民間路線バスでは、路線の縮小や廃止が行われており、また、町営バス運送事業は、委託料が増加して厳しい運営状況であります。

公共交通は、運転免許をもたない学生や高齢者など、中山間地に暮らす住民にとって重要な移動手段であり、移動手段が不便になることは、地域の衰退に繋がります。令和元年度には「新たな地域交通体系構築のための研究会」で検討され、鳥取県版の新たな制度を設けていただいているところではありますが、中山間地域における地域づくりの一助として、さらなる支援が必要です。

加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による移動の自粛、学校の休校などで利用者が減少し、公共交通を取り巻く環境は厳しさを増しております。

つきましては、民間路線バスに対する運行補助制度、町営バスに対する県の運行補助制度の拡充をお願いします。

15. 若桜鉄道の施設整備等に対する支援について

要 旨

八頭町と若桜町では、平成21年度の上下分離導入時から若桜鉄道の第三種鉄道事業者として、線路・駅舎等下部の鉄道施設の保守管理を実施・費用負担しており、平成28年度からは、若桜鉄道の経営改善を強力に支援するため、両町が若桜鉄道の車両も町有化する上下分離方式へと変更し、以来、これまでの下部の鉄道施設及び車両の保守管理を行い費用も負担しています。

この鉄道施設及び車両の保守管理には国から補助金が交付されますが、国において各事業者の要望を充足するだけの予算確保がされないことから、八頭町・若桜町では十分な予算配分が受けられておらず、このままでは計画的な施設・設備の安全対策に支障を来しかねません。

つきましては、鉄道の安全輸送の実現に向け、国に対し十分な予算確保について働きかけをお願いします。また、鳥取県若桜線維持存続支援事業補助金について、車両の保守管理経費を補助対象経費に加えていただくよう、制度の拡充をお願いします。

16. 障がい児の障がい福祉サービス利用に係る自己負担算定基準の見直しについて

要 旨

障がい児の保護者は、常時、子の介護から手が離せない、収入を得る手段がない等の理由により、実家において保護者の両親と同居しながら子を養育している場合があります。

このような保護者が、現行制度で短期入所やヘルパー等の障がい福祉サービスを利用しようとした場合、保護者本人に所得がなく住民税非課税者である場合においても、扶養義務者である同居家族の課税状況で利用者負担額が算定され、費用負担が発生する場合があります。

加えて、最近の新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、特に障がい児を在宅介護されているひとり親世帯は、物心ともにひっ迫した状況に追い込まれております。

つきましては、障がい児が、障がい福祉サービスを利用する際の利用者負担額の算定基準について、障がい児を事実上養育する保護者のみの課税状況によるものとし、障がい者が同様のサービスを利用する際の算定方法との均衡是正が早急を実現するよう、引き続き国への働きかけをお願いします。

17. 重度障がい児の医療型ショートステイ事業の充実について

要 旨

医療的ケアが必要な重度障がい児を常時介護する家族の心身にかかる負担軽減を図るため、医療型ショートステイの活用が十分になされるよう、医療機関やヘルパー事業所への働きかけ及び人材育成等に取り組んでいただいているところです。また、受入可能な医療機関、事業所が増え、医療型ショートステイサービスを活用される方が増加しつつあります。

しかし、受入ベッド数及びヘルパー人員不足等により、圏域での受け入れが不可となる場合は、遠方の施設を利用するしかなく、利用者のニーズを十分に満たしているとはいえない状況にあります。

つきましては、引き続き、医療的ケアを必要とする重度障がい児の家族が、必要な時に身近な地域において医療型ショートステイサービスを利用することが可能となるよう、医療と福祉との連携を図り、医療型ショートステイ受入事業所の拡充及びヘルパーの人材確保やヘルパー派遣事業所への助成等について協議・検討いただき、県内全域で均一なサービスが受けられ、レスパイトのため、より一層の効果が期待できる事業としていただきますようお願いいたします。

18. 強度行動障がい等のある人の県内施設受入先の確保及び仕組みづくりについて

要 旨

県内に強度行動障がい等のある人の受入先がないため、児童入所施設から成人入所施設への移行が困難な現状があり、家族や関係機関、市町村は苦慮しています。

鳥取県立皆成学園退所後の受入先が県内で見つからない場合、特例措置期間が20歳で終了し県外施設への入所を強いられることとなります。

しかしながら、県外施設の入所期間は最長2年間であり、その後の受入れ先の確保は容易ではなく、家族の不安や負担が大きい状況です。

つきましては、特に強度行動障がい等のある人は、在宅での生活は非常に難しいため、県全体の課題として捉え、県内で生活できるよう次の事項について支援をお願いします。

- (1) 強度行動障がい等の重度の障がいのある人が、成人しても生活が継続できるよう県内で移行の仕組みを構築すること。
- (2) 鳥取県立皆成学園における卒業後の生活に向けた支援に力を入れること。
- (3) 入所施設は慢性的な人材不足であるため、人材の育成や確保に対して予算措置をすること。

19. 発達専門医の確保について

要 旨

平成22年度に県が行っていた乳幼児発達健康診査（発達クリニック）が事業廃止されました。

町村では、乳幼児健康診査の結果、発達確認等が必要な児に対し、発達専門医や小児科医等による診察、相談を行う発達相談事業や専門外来の受診勧奨などを事業として継続的に実施しております。子育ての助言や適切な支援を行うことの必要性を感じているところですが、近年、発達専門医等の確保が難しくなってきました。

つきましては、発達確認等が必要な児を適切に支援し、保護者の不安に寄り添いながら児の健やかな成長発達を促すために必要な事業であるため、町村の事業が円滑に実施できるよう、広域での体制整備や医師の確保等の支援をお願いします。

20. 休日がん検診実施における負担金の補助について

要 旨

町村では、働き盛り世代が、がん検診をより受けやすくするため、休日がん検診に取り組んでおります。

集団検診で休日がん検診を実施する場合、検診費用に休日割増費用（休日検診委託料）が必要となり、その一部を鳥取県休日がん検診実施支援負担金交付要綱により補助をいただいております。しかしながら、検診車を利用した場合のみが補助対象となっており、集団検診の委託先の施設で休日がん検診を行う場合は、補助対象となっておりません。

つきましては、がん検診の受診促進のため、集団検診の委託先の施設で実施する休日がん検診についても補助対象としていただくようお願いします。

2 1. 訪問型精神科医療の体制構築について

要 旨

平成30年の県のひきこもりに関する実態調査において、各町村の状況や課題等が明らかになりました。ひきこもり状態にある方のうち、約8割が男性で、その内40歳～50歳代が全体の53.8%と過半数をしめ、その期間は10年以上が53.3%と長期化していることが浮き彫りとなりました。

このような方の中には、統合失調症などの精神的な疾患が疑われていながらも病識がない、8050問題（両親の高齢化）により家族による支援が受けられない等で受診に繋がらず、福祉課や地域包括支援センター、福祉事務所、生活困窮者自立支援部門に多くの相談が寄せられています。

現状、初診は当事者を医療機関に連れて行かなければいけません。しかし、当事者が診療の必要性を感じておらず、また病識があったとしても、自宅から一歩出ることが大きな試練であり壁となっています。そのため、適切な時期に医療が介入できず、症状が重度化し、いきなり措置入院等になるケースも少なくありません。山間部の町村から市内への移動手段の課題も深刻化しています。

生活困窮者自立支援法でも、困難ケースについて積極的なアウトリーチも掲げられていますが、精神科医療が必要な人への介入は困難となっています。また、生活保護受給者の中にも、精神疾患を疑いながらも受診に繋がらず、その対応に苦慮しているケースも増加傾向にあります。

このような現状から、初診から積極的に関わる事が可能となる訪問型精神科医療の体制構築が必要と考えますが、医療人材不足の状況から町村単独で精神科医師の確保は困難な状況にあります。

つきましては、引き続き、圏域合同で取り組める訪問型精神科医療の体制づくり、医療従事者の確保、ならびに財政的支援をお願いします。

2 2. 地域の実情に合った地域医療構想について

要 旨

昨年9月の再検証要請対象医療機関として公立・公的病院のうち424病院が突然公表されました。自治体病院は、地域に必要な不採算な医療も担いつつ住民の生命と健康のためにどうしても欠かすことのできない医療サービスを提供しており、地域の実情を考慮せず全国一律の基準で再検証要請対象医療機関として公表されたことは容認できません。

全国的に人口減少が進んでいることや患者の医療ニーズが多様化していることから、医療圏において適切な医療体制を検討していく必要性は感じていますが、再編統合の方針決定にあたっては、個別の病院及び地域の個別事情を十分に踏まえ、丁寧に協議しながら検討を進めるべきであると考えています。

また、新型コロナウイルスが感染拡大した地域では、病床が不足し、医療提供体制の維持が困難となる深刻なケースが多数ありました。県内においては、現在のところ医療現場の対応能力に余裕のある状況ですが、都市部に比べ、もともと病床数や医療従事者が少ない県内において、ひとたび感染爆発が起これば、必要な治療が行えず、一気に医療崩壊につながる恐れがあります。

加えて、自治体病院は帰国者・接触者外来の設置や入院協力医療機関であることから中核的な役割と責任を果たしていることは明らかで、これらに対応できうるだけの医療体制を確保しておくことが必要です。

つきましては、今後、地域医療構想調整会議が再開された際には、地域の実情を十分考慮し、画一的で強制的な調整は行わないよう、国に対して働きかけをお願いします。

23. 自治体病院の医師確保対策について

要 旨

自治体病院は、域内の総合病院として、急性期から慢性期の地域医療及び在宅医療を提供しています。また、救急告示病院として地域住民への安心と安全の確保にも寄与しているところです。予防から在宅、診療所のほか、地域の介護施設の回診業務や看取りなど、高齢化率が高い地域において安定的な医師確保は地域医療の原点と言えます。

しかしながら、病院運営に必要な医師をなんとか確保している状況であり、派遣医師やパート医師の占める割合も高く、医師の高齢化も進んでいます。

また、公共交通機関や開業医院も少ない地域において、自治体病院は非常勤診療科も多くなっています。医師派遣の指標となる常勤医の換算方法では非常勤診療科の医師もカウントされることから、数字上で医師は充足していると読めますが、実際には病棟・当直・在宅などに従事する医師は明らかに不足しており、現在の医師数では困難な運営状況であります。

つきましては、医師充足数の算定では非常勤診療科の医師を除外し、常勤医を基準としたうえで派遣医師数を考慮していただくとともに、安定的な病院運営のためにも医師確保対策を早急に講じていただきますようお願いいたします。

24. 少子化地域の小児科医療維持に係る財政支援について

要 旨

小児科医療は、少子化が進む中山間地にあつては、若い世代の人口流出を防ぎ、地域を存続する上で大変重要な役割を担っています。

しかしながら、経営面を考えると収益の上がる診療科とは言えず、ことに子どもの少ない地域にあつてはこの傾向は顕著で、病院経営を圧迫する原因の一つでもあります。

前年度も少子化地域の小児科医療維持に係る財政支援について要望したところ、県から小児医療施設の整備や医師の研修、休日夜間の医療体制に係る支援を行っており、今後も関係機関と相談しながら、必要に応じ検討するとの回答をいただきました。

しかしながら、中山間地の病院にあつては、休日夜間に限らず通常の小児科医療でさえ採算を取ることが困難な状況です。

つきましては、医師の給与に対する措置のような小児科の運営に関わる継続的な財政支援をお願いします。

25. 薬剤師養成・確保対策について

要 旨

中山間地域においては、人口の超高齢化に伴い、老々世帯や独居世帯の増加しております。このことにより、服薬管理能力の低下やポリファーマシーの問題が多くの患者において発生する事態が生じています。

このような状況から、薬剤師による綿密な服薬指導が必要とされ、薬剤師の需要が拡大しているところでありますが、大手調剤薬局やドラッグストアの増加に伴い、依然として地域偏在が解消されず、中山間地の病院にあつては特に確保が困難な状況が続いています。

つきましては、以下の事項について、事業の継続及び制度の創設をお願いします。

- (1) 高校生、その保護者に対する薬学部や薬剤師の紹介を行うセミナー、薬学生に対するインターンシップ事業の実施すること。
- (2) 鳥取県未来人材育成奨学金支援助成金制度を継続すること。
- (3) 地域医療を支える薬剤師育成支援事業を早期に構築すること。
- (4) 県の派遣医師制度（自治医科大学卒業医師や特別養成卒卒業医師）に準じた制度を創設すること。

26. 国民健康保険料（税）における子ども均等割の軽減について

要 旨

国民健康保険料（税）の賦課における子どもの均等割の軽減措置導入について、令和元年度には、全国知事会から国に対して要望が出され、さらに県においても国に対して要望していただいているところです。

収入が無い子どもに対して賦課することは、子育て世帯の負担が大きくなり、子育て支援策を推進する国や地方自治体の施策に相容れないものと考えます。

つきましては、子どもの均等割の軽減措置の導入について、引き続き、国への働きかけをお願いします。

加えて、子育て支援の観点からも県独自の軽減措置の導入をお願いします。

27. 就学後の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止について

要 旨

子どもの医療については、少子化対策として子育て家庭の経済的負担を軽減し、安心して医療が受けられるように、医療費の自己負担分を補助する地方単独の医療費助成を実施しています。

一方、国は、このような地方自治体による医療費助成（現物給付方式）の取組に対して、医療費の波及分は実施自治体が負担すべきものとして、本来国が負担すべき国民健康保険国庫負担金等の減額調整措置を講じています。平成30年4月からは未就学児までの医療費助成について国は減額措置を行わないこととしましたが、小学校就学後については従来どおりであり、地方自治体の少子化対策の取組を阻害していると言わざるを得ません。

つきましては、就学後の子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置の廃止について引き続き、国への働きかけをお願いします。

28. 鳥取県産休等代替職員費補助金事業の要件緩和について

要 旨

保育所や認定こども園の職員が出産に伴う産前産後休暇を取得する場合の代替職員については、産休等代替職員費補助金により財政的なご支援をいただいているところですが、この補助事業の要件において、代替職員は「臨時的に任用するもの」とされ、新たに職員を確保する必要があります。

近年の実際のケースでは、保育士不足の状況がある中で募集しても新たに保育士を確保することができず、園内に既に勤務している短時間勤務の保育士を長時間勤務に変更し、代替職員に任用替えする方法などで対応しています。このため、現場では産休代替の職員配置に対し、補助事業の効果が有効に発揮されていない状況が生まれています。また、産後休暇取得後に復帰する職員はなく、通常は引き続き育児休業を取得しています。

つきましては、年々厳しさを増す保育士不足の現状に対応し、上記のような任用替えによる対応に加え、補助対象期間を産前産後休暇だけではなく、育児休業期間においても対象となるよう要件の緩和をお願いします。

29. 幼児教育・保育の無償化による副食費実費徴収化に伴う副食費相当額の助成支援について

要 旨

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により子育て世代の負担軽減が図られましたが、これまで保育料に含まれていた3歳以上児の副食費は実費徴収化されました。

子育て支援施策として、以前から県の補助制度を利用しながら独自に保育料の無償化及び軽減を実施してきた町村では、副食費の実費徴収化により負担増となる世帯が生じるため、独自に副食費の助成を実施しています。

つきましては、副食費も無償化の対象となるよう、引き続き国に働きかけていただきますようお願いいたします。

加えて、副食費が無償化されるまでの暫定的な措置として、これまで保育料の無償化及び軽減の対象としてきた世帯に係る副食費の実費徴収部分は、新たな県の助成制度を設け、町村に対する支援をお願いいたします。

30. 外国籍等児童生徒に対する日本語指導教育の支援について

要 旨

昨今のグローバル社会の進展に伴い、都市部ではもちろんのこと、地方部においても外国人就労者や婚姻等による定住外国人が増加しています。

外国籍の児童生徒については日本国憲法に定められた義務教育の適用はなく、現在の本県における教育環境において諸外国の学校は無いため、教育を受けるためには日本の学校教育を受けることになります。

しかし、日本における学校は、外国籍の児童生徒への十分な対応ができず、外国籍の児童生徒への教育環境は十分に整っていないのが現状です。

外国籍の児童生徒は、自国語と日本語に言葉の壁を感じ、教育を受ける意識・意欲が低下し学校に通えなくなり、社会的に受け入れられない人間であると本人が感じるなど、本人にとっても社会的にも悪影響を及ぼす恐れがあります。

近年、保護者の就労のため外国から来日（または帰国）してきた児童生徒が増えてきており、さらに、外国籍の保護者には日本語が話せない方もいるため、言葉の壁により学校と家庭の連携が上手くいかず、十分に意思疎通ができません。

つきましては、今後の学習支援事業の効果的な実施を推進するにあたり、日本語指導のための非常勤講師の設置及び学習支援事業を国の責務として実施していただけるように積極的に働きかけていただきますようお願いします。

3 1. 通級が望ましいとされる児童生徒に対する支援について

要 旨

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育が推進されています。このような中、各町村で特別支援学級の教育環境整備や通常学級における特別支援教育の支援体制等の充実を目指しています。

とりわけ、近年、通級指導教室のニーズが高まっており、指導が望ましいと検討される児童生徒がスムーズに入級できるような体制を整備しているところです。しかし、現在、通級指導に当たる教員は1名であり、指導できる児童生徒に限りがあり、本来入級が望ましいと判断されている児童生徒が待機しているという実態です。また拠点校方式のため児童生徒の移動は保護者対応としており、保護者の就労のため、児童生徒の移動が困難な状況にあり、入級を保留している児童生徒もあります。

つきましては、障がいのある児童生徒一人ひとりが適切な教育を受けられるよう、通級指導教諭の追加の加配及び指導者が各校に巡回指導ができるような体制づくりをお願いいたします。

3 2. 県立特別支援学校への通学支援について

要 旨

県立特別支援学校に通学する児童生徒の通学支援は、各学校から運行する通学支援バス制度と、その運行路線から外れた地域については特別支援学校児童生徒通学支援補助金を活用した市町村による送迎事業があります。

市町村による送迎事業では、支援車の配備、運転手、介助員を配置し、事業を実施しておりますが、急激な人口減少と高齢化により、運転手や介助員の確保が一段と難しい状況になりつつあります。確保が出来ない場合、児童生徒が通学できないという事態が生じます。

つきましては、現在、運行されている通学支援バスを、圏域の全市町村をカバーできるように配備していただきますようお願いいたします。

3 3. 町村への新たな県立高校の配置について

要 旨

県内の町村では、子どもが高校生になると、市部の学校に通学するようになり、地域とのつながりが薄れやすい状況です。

地域に高校があることは、子どもの通学環境だけでなく、多くの生徒が集まることから地域活性の観点としても大きな意義があり、また、生徒にとっても、地域の自然環境や周辺住民と密接にかかわった取り組みにより、豊かな人材形成につながる学習が可能になると考えます。

つきましては、今後、県立高校の再編等協議する場合には、町村への新たな県立高校の配置をお願いします。

3 4. 児童生徒の耳鼻科検診の支援について

要 旨

学校においては学校保健安全法により、「毎学年定期に児童生徒等の健康診断を行わなければならない」と規定されており、各学校においても、各地区医師会の推薦により委嘱する学校医により健康診断を実施しています。

このうち耳鼻咽喉疾患については、専門医の減少により、特定の学年のみを対象として検診を行っている学校もあります。

つきましては、児童生徒の健康診査を適法に実施できるよう、専門医の確保等、体制の支援をお願いします。

35. ゼロカーボンに向けた取り組み強化について

要 旨

世界各地で記録的な高温、大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が増加しており、国内においても、集中豪雨による河川の氾濫など地球温暖化がもたらしたと思われる異常気象が増加し、生活に大きな影響を与えています。人類の生活はもとより、動植物など豊かな自然環境を維持していくためには、国際社会が連帯して気候非常事態への対策に取り組む必要があります。

県においても、2050年における脱炭素社会の実現を目指した宣言をされ、全国の先進となり、県下市町村も一丸となって脱炭素化が進むことを期待しています。

一方で、脱炭素化に向けた省エネルギー、再生可能エネルギーの導入の促進には財政負担が生じるため、導入が進まないことを危惧しています。

県においては、小規模発電設備等への助成制度により、市町村への補助率2分の1の間接補助金で再生可能エネルギー設備を導入する個人・事業者には支援されていますが、残り2分の1は市町村の負担が必要になるため、助成制度を設けていない市町村があるなど、県下統一的な取り組みになっていません。

つきましては、市町村の財政事情などによって、脱炭素化の推進に影響が出ないよう県の補助率を上げ、市町村の負担軽減をお願いします。

加えて、事業系再生可能エネルギー設備の導入における自然環境を破壊しかねない森林の開発、土砂災害、地域住民とのトラブルなどを未然に防止するため、環境影響評価法が適用されない中小規模の再生可能エネルギー設備の設置に関して、県下統一の基準を設けるとともに、中小規模の安心・安全な再生可能エネルギーの導入の推進、令和新時代とっとり環境イニシアティブプランにおいて低炭素社会の実現として目指す将来の姿である「再生可能エネルギーが、住民の理解のもと、環境と調和しながら導入が進むこと」に取り組んでいただきますようお願いします。

36. 海岸漂着ごみの処理及び沿岸の保安林の適正管理について

要 旨

白砂青松を謳う海岸及び沿岸の保安林では、海岸漂着ごみや不法投棄ごみ、枯れた松葉や草木の繁茂により、その美しい景観が損なわれています。

海岸漂着ごみについては県から委託を受けた沿岸市町村が、地域の住民とともに清掃活動を行っているところですが、近年、漂着物の大型化、増加が見られ収集・運搬・分別・処分といった作業が困難になっております。

海岸漂着ごみは、産業廃棄物に分類される漁具等の処理困難物が大半を占め、撤去、処分等、現行の委託料の範囲では足りない状況となっております。その際には、直接県で処理を行っていただくことになっていますが、県も予算不足ということで、迅速な処理が困難な実態があります。

また、長期間放置された海岸漂着ごみは海岸の景観を損なうだけでなく、さらに不法投棄を引き起こすような事態となることから、このような事態に地域住民とともに苦慮しているところです。

さらに、沿岸の松を主とする保安林では、枯れた松葉や草木の繁茂により荒れた状態となるだけでなく、不法投棄の温床となりつつあります。保安林指定され行為制限等がある中で、特に保安林の大半を占める民有林の継続的かつ適切な管理が困難な状況も見られます。

つきましては、海岸漂着ごみの処理及び沿岸の保安林の適正管理についてお願いするとともに白砂青松の環境美化に寄与する海岸清掃活動に対して県による十分な予算の確保をお願いします。

加えて、海岸漂着物処理推進法第29条において、政府は必要な財源措置を講じなければならないとされており、国のプラスチック資源循環戦略の重点戦略に海洋プラスチック対策が掲げられていることから、国に対して必要な予算の確保並びに海岸漂着物の実態把握や発生抑制にかかる効果的な施策を実施するよう働きかけをお願いします。

37. AI・IoT等先端技術を活用した地域振興施策の推進及び支援について

要 旨

昨今のグローバル社会の進展に伴い、AI・IoT等先端技術は、単なるコスト削減に留まらず、特に農業、林業、医療、介護など多様な分野での利活用が期待されます。

また、新しい生活様式の実践により地域の産業構造、就業構造など劇的な変化が予測される中、経済の基幹となる中小企業・小規模事業者が継続、発展していくためには、最新の情報通信技術やAI・IoTなどの先端技術の活用や新たな産業への進出が重要です。しかしながら、一企業が個々にこれら先端技術の利活用に取り組むには、その専門性の高さからノウハウが乏しく、また人材不足や財政面からも消極的にならざるを得ません。

このような中、県においては先端技術の利活用に向け事業展開されるほか、「とっとりIoT推進ラボ」の設立以降、企業・団体を中心に情報交換、ネットワークづくり、マッチングと動きが活発化されつつあります。特に、鳥取県産業技術センターが昨年12月に開設した「AI・IoT・ロボット実装支援拠点」を中心とした取り組みは、県内企業の技術革新及び発展に大きな期待ができるものでありますが、県及び県内市町村の取り組みは全国的にも遅れている状況であり、更なる推進体制の充実が求められています。

つきましては、県において各関係機関と更なる連携強化を図り、中小企業・小規模事業者における生産性の向上、マーケティングの後押し等経営力の底上げとなるよう予算の確保及び体制の充実をお願いします。

加えて、一層の連携強化にあたり、中小企業・小規模事業者がお互いの強みを活かした共創を目指し、技術・情報などが一元的に活用できるプラットフォームを構築するなど今後の推進体制を主導いただきますようお願いいたします。

38. 「みなし法人」に対する持続化給付金等支援策の対象拡大について

要 旨

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、国・地方が一丸となり、感染拡大の防止策とともに雇用維持や事業の経営支援に取り組んでいるところでありますが、中でも「持続化給付金」及び「地域経済変動対策資金」等の県の融資制度は、事業の継続を支え、また、再起の糧となる主要な支援制度として、多くの事業者利用されているところであります。

しかしながら、人格なき社団等、いわゆる「みなし法人」は、新型コロナウイルス感染症の影響を同様に受けているにもかかわらず、事業の継続性や給付金の使途が不透明であること、また、融資における債務不履行時のトラブル防止の観点から、これら支援制度の対象とされておらず、事業の継続が困難な状況となっております。

これら「みなし法人」の中には、中小法人等と同等に法人税等を納付し、その事業内容についても観光振興を通じた地域経済の活性化や地域コミュニティの形成につながる事業など、地域の発展と継続に寄与する取り組みを行っている団体も存在しております。

つきましては、地域を支える「みなし法人」についても、「持続化給付金」の対象となるよう国への働きかけをお願いするとともに、県の融資制度の対象となるよう見直しをお願いします。

39. 担い手が育つ環境づくりへの支援について

要 旨

中山間地域では、農地の区画が狭く急斜面で畦畔が広いなど、作業効率の悪い農地が多く、零細な経営規模の農家が多い傾向にあります。大規模かつ集約的な営農に適さない中山間地域における農地や農村環境の維持・保全是、極めて重要な課題ですが、農業従事者の高齢化が年々進むなど、農業を取り巻く環境は一層と厳しさを増しています。

国や県の多面的機能支払交付金事業、集落営農体制強化支援事業、中山間地域を支える水田農業支援事業、がんばる地域プラン事業などの既存制度は、疲弊した中山間地域の実態に必ずしも合致するものばかりではありません。とりわけ、機械更新の考え方に一定の見直しが講じられたものの、単純更新を否定する考え方が根強い中で、中山間地域農業の重要なテーマである「次につなげるための現状維持」に対応することが困難な状況です。

つきましては、現状維持のため必要かつ有効な手段である「農業用施設や機械の更新」について、単純更新を含み実質化された人・農地プランの中心経営体の対象者を絞り込むなど、担い手が育つ環境整備及び事業効果を高める工夫を講じた支援制度の創設をお願いします。

40. しっかり守る農林基盤交付金の継続について

要 旨

農業者等は「しっかり守る農林基盤交付金」を活用し、農地維持や農業用施設の小規模な改修や修繕を行い、農地を守っています。

平成30年7月豪雨では、農業基盤の水路等に大きな被害が発生しました。このような災害等から農業維持を図るためには、農地及び水路や農道などの農業用施設の修繕と費用負担が大きな課題となっております。

つきましては、農業用施設の修繕等、農家の経費負担の軽減に繋がる「しっかり守る農林基盤交付金」の継続及び要望どおりの事業費、災害復旧枠の予算確保をお願いします。

4 1. 性判別精液購入補助金の創設について

要 旨

酪農家は高齢化・後継者不足などにより廃業が相次ぎ、生乳の生産基盤の弱体化が進み、今後、生乳の生産確保が困難になっていくものと考えられます。

加えて、近年、乳用後継牛の産地である北海道では初妊牛価格の高騰が続いており、酪農家の安定経営のため、特に自家産の後継牛の確保が切実な問題です。

このような中、性判別精液の導入が後継牛確保の効率的な方法として普及しておりますが、性判別精液の価格は通常精液と比較すると2倍以上と高価であるため、必要本数を購入することは経営を圧迫し、酪農家の負担は非常に大きくなります。

つきましては、酪農家の負担の軽減と生乳の増量につなげ、酪農家の所得向上と酪農が発展するよう、性判別精液購入補助金の創設をお願いします。

4 2. 森林整備等の推進について

要 旨

森林の持つ多面的・公益的機能の維持発揮のため、間伐及び老齢な人工林を更新し若返りを図るなどして、50～60年生程度に偏っている人工林の林齢構成の平準化を行い、適切な森林整備を進めることが急務となっております。

一方、急峻な地形や岩盤が剥き出し状の森林では、林道の未開設等基盤整備の立ち後れが顕著なため、豊富な森林資源が活かされていない状況にあります。

こうした中、平成30年度税制改正大綱において、林業関係者の悲願であった森林環境税が令和6年度から創設されることとなり、これに先立ち、平成31年度から森林環境譲与税が地方自治体に配分されています。

また、「森林経営管理法」が平成31年4月1日に施行され、新たな森林管理システムがスタートし、市町村が森林所有者から森林の経営管理を受け、従来、経営管理されずにいた森林の整備の推進が期待されますが、市町村には、森林所有者の意向調査の実施、再委託できない森林の管理、森林・林業に係る技術者不足など、多くの負担が生じています。

これまで、地方財政措置等を活用しながら、町村独自の施策による林業振興を推進しているところですが、その財源確保に苦慮しているのが実情であり、年々その厳しさが増しています。

つきましては、次の事項について事業採択及び国への働きかけをお願いします。

- (1) 新たな森林経営管理制度の実施に向け、「新たな森林管理システム推進センター」による継続や、県による代替執行の検討など、市町村の負担軽減措置を強化すること。
- (2) 雇用の拡大・県産材の安定供給に効果のある「間伐材搬出促進事業」の補助単価の維持及び事業量を確保し、森林整備に係る充実した予算を確保すること。
- (3) 現在の開設補助単価では、急峻な地形や強固な岩盤等において「林業専用道」の開設は困難であるため、当該事業への更なる支援とともに、林地保全及び通行安全対策のための工作物を十分作設した「林道」の開設に必要な予算措置をすること。
- (4) 低コスト林業のため、高性能林業機械等の購入及びリースへの支援の充実すること。

4 3. 日韓暫定水域及び我が国排他的経済水域における漁業秩序の確立並びに新日韓漁業協定関連漁業振興対策事業の継続実施について

要 旨

鳥取県の漁業で水揚げされる松葉がに（ズワイガニ）、ベニズワイガニ、ハタハタ等は「食のみやこ鳥取県ブランド」として、漁業だけでなく、観光業など県内の産業に大きく貢献しています。

これらの魚種の主要漁場である日本海には、平成11年に締結した新日韓漁業協定により竹島周辺に両国が操業できる暫定水域が設定されています。

しかし、現状では暫定水域内は韓国漁船の独占状態となっており、更に、近年は日本の排他的経済水域内での韓国漁船の無許可操業、漁具の放置など悪質な事例が後を絶ちません。

つきましては、日韓暫定水域及び日本の排他的経済水域における漁業秩序を確立するため、早急に日韓両国政府間で積極的に協議し、漁業秩序及び資源管理方策を確立し、政府が韓国政府に対し自国船の無秩序操業に対する監視・取締りの強化と指導の実施など、引き続き、早期解決に向けて強く要請するよう働きかけていただきますようお願いいたします。

加えて、新日韓漁業協定により、漁業者は漁獲量の減少を余儀なくされると共に、韓国漁船の無許可操業による投棄漁具の回収作業など多くの負担を強いられていることから、漁業者の経営安定や負担軽減を図る支援事業を、引き続き、実施するよう国への働きかけをお願いします。

4 4. 緊急防災・減災事業債の継続及び拡充について

要 旨

近年、地震、台風、豪雨等の自然災害は、家屋の倒壊、堤防の決壊や河川の氾濫、道路の寸断や橋梁の崩壊、土砂崩れなど、各地で甚大かつ深刻な被害をもたらしています。

こうした中、国は、東日本大震災を契機に防災・減災を目的とする地方単独事業を対象とした緊急防災・減災事業債を設けました。この緊急防災・減災事業債は、地方債の充当率が100%、そのうち地方交付税交付金算入率が70%で、地方自治体にとって極めて重要な財源です。

町村は、本制度を積極的に活用し、防災行政無線のデジタル化や防災拠点施設、防災資機材備蓄施設など大規模災害時の防災・減災対策の為に必要な施設の整備を年次的に進めておりますが、令和2年度をもって終了予定とされており、脆弱な財政基盤の町村にとって、防災・減災対策を進める上で大きな不安材料となっています。

つきましては、地域防災力の強化や災害に強いまちづくりのためには、今後も長期にわたり事業に取り組んで行く必要があることから、本制度の継続及び対象範囲の拡大について、国に対して働きかけをお願いします。

4 5. 宅地造成事業に対する支援について

要 旨

地方への移住希望者に対する住宅や新築用宅地不足及び都市部への人口流出による人口減少は町村にとって最も重要な問題です。

人口減少の歯止めとして、民間資本による宅地造成を行うにも需要の少ない地方への資本投入は敬遠される傾向にあり、自治体による支援が必要であります。財政力の弱い地方自治体が事業を行うには限界があります。

つきましては、民間事業者が町村への投資意欲を高揚させるためにも、民間事業者が行う宅地造成事業に対して、費用の一部を助成していただくなど、県の支援をお願いします。

46. 中国横断自動車道岡山米子線（蒜山 I C～境港） の整備促進について

要 旨

米子自動車道の4車線化の早期整備について、平成28年6月7日に中国横断自動車道岡山米子線（賀陽 I C～北房 J C T、蒜山 I C～米子 I C間）が暫定2車線区間における付加車線設置検証路線に認定され、平成28年8月31日に江府インター付近3.4kmの4車線化が決定されました。

また、平成31年3月には、江府 I C～溝口 I Cの内、4.2kmの事業化、9月に国土交通省の国土幹線道路部会において蒜山 I C～米子 I C間が4車線化優先整備区間に選定されたことで、ようやく米子自動車道の全線4車線化に道筋がつけました。

しかしながら、近年、全国的に道路を巻き込む土砂災害などが頻発しており、2車線では小規模な土砂崩れで通行不能となり、また復旧までに相当の時間が必要となります。

特に岡山県真庭市と江府町を結ぶ県境の三平山トンネルを含む暫定2車線5.6kmは、車線減少による速度低下と渋滞及び事故発生の確率が高く危険な区間となっており、米子 I C～大山高原スマート I C区間につきましても山陰自動車道と接続し渋滞発生頻度の高い区間となっております。

つきましては、早急に4車線化を図っていただきますようお願いするとともに、交通の円滑化と対面通行による交通事故の危険性回避を図っていくため、引き続き蒜山 I C～米子 I C間の4車線化の早期整備促進をお願いします。

加えて、事業が凍結されている中国横断自動車道岡山米子線（米子 I C～米子北 I C間）の凍結を解除し、米子市～境港市について事業化に向け、計画段階評価の早期着手をお願いします。

4 7. 山陰近畿自動車道の整備促進について

要 旨

山陰近畿自動車道では、平成26年3月に交通難所解消のため長年の悲願であった駒山バイパス（福部IC～岩美IC）が、また平成28年3月に岩美道路の一部（岩美IC～浦富IC）が供用開始され、沿線地域では、防災・医療・観光など様々な分野で効果が実感されています。

つきましては、岩美道路の残区間（浦富IC～東浜IC）についても鋭意、整備事業を実施していただいているところではありますが、引き続き、早期供用に向けて整備の推進をお願いします。

加えて、都市計画決定に向けた取り組みが進められている鳥取西IC～覚寺IC間（通称・南北線）につきましても、早期事業化されますよう国に対して強く働きかけていただきますようお願いいたします。

48. 山陰道の建設促進について

要 旨

山陰道は、西では大栄東伯 I C～出雲 I Cがつながり、東は鳥取西 I C～青谷 I Cが令和元年5月12日に開通し、観光や産業振興をはじめとして広域的な高速道路ネットワークの形成による地域の活性化が期待されています。

しかしながら、北条道路は、供用開始時期を令和8年度とし、北栄地区事故対策事業による工事も着手しておりますが、ミッシングリンクとして残されています。

つきましては、高速道路ネットワークとして広域的な地域連携機能を高めるため、北条道路の事業促進に向け、国に強く働きかけていただきますようお願いいたします。

加えて、高規格幹線道路のインターチェンジに連結する幹線道路と併せて、事業主体の鳥取県においてアクセス道路の早期整備をお願いいたします。

さらに、山陰道の多くの区間が暫定2車線で供用されていることから、交通の円滑化と対面通行による交通事故の危険性回避のため、早期の全線4車線化をお願いいたします。特に日野川東 I C～米子南 I C間の付加車線を早期整備するとともに、淀江 I C～米子西 I C間も渋滞発生頻度の高い区間となっているため、付加車線の設置をお願いいたします。

49. 国道313号地域高規格道路「北条湯原道路」の整備促進について

要 旨

北条湯原道路は、山陰道と米子道を結び、鳥取県中部と岡山県北部の交流を促進し、地域の活性化に大きく寄与する基幹道路として順次、整備が進められています。

しかしながら、現段階では一部の供用に留まっており、走行性の高い安全な道が確保されておらず、道路ネットワークとして機能していないため、防災・安全対策の面で緊急搬送路、患者の広域搬送に寄与するものとしての役割が十分果たされていない状況にあります。

そのため、鳥取県及び中部地区の魅力や活力が十分に生かし切れず、地方創生を進める地域の活動にとって大きな支障となっています。

つきましては、「北条湯原道路」は、高速道路を補完し山陰道と接続して高速幹線道路ネットワークを構築する最重要路線であるため、早期に全線供用が図られるよう、事業の実施及び国等への働きかけをお願いします。

- (1) 倉吉道路の残区間（0.8km）及び倉吉関金道路（7.0km）の整備促進、調査区間（2km）の早期事業化を図ること。
- (2) 結節点となる北条JCTと山陰道との一体的な整備促進すること。
- (3) 岡山県側の「初和下長田道路」を岡山県との連携強化により整備促進すること。
- (4) アクセス道路は、高規格幹線道路を構成する重要な施設と位置づけられるものであり、除雪作業等による交通確保対策の点からも、県において整備及び管理をすること。

50. 地域高規格道路「江府三次道路」の整備促進について

要 旨

「江府三次道路」は、鳥取県日野郡と広島県備北地域の交流・連携を図るための主要路線であり、また大規模災害時には防災拠点である三次・米子エリアを連絡する第1次緊急輸送道路にも指定され、両地域において重要な路線となっております。

しかし、冬期には積雪が1.5m近くに達する豪雪地帯である鳥取・広島両県の県境部は、その急峻な地形から線形不良区間が連続し、大型車の衝突事故、道路法面の崩落による交通遮断の発生、異常気象時の通行規制区間の存在により交通の難所となっており、それらの解消に向けた早急な対応が求められています。

「江府三次道路」は地域経済の活性化推進の他、安心・安全の確保及び防災機能強化の必要性から、平成6年12月に地域高規格道路の「計画路線」に指定されました。全延長約86kmの内、平成17年には、「生山道路（日野町～日南町）」3kmが、平成20年3月には、「高道路（庄原市）」3kmが開通しました。また、引き続き「江府道路」4km、「鍵掛峠道路」12kmについても整備を推進していただいております。

つきましては、当圏域の住民が安全・安心に暮らすことが出来る社会を構築し、地域経済の振興、地方創生の実現を図るには「江府三次道路」の全線開通が必要であることから、次の事項について整備促進を図っていただきますようお願いいたします。

- (1) 未発注の久連トンネル（2,609m）の事業予算を早期に確保し、鳥取県の地域高規格道路「江府三次道路」の計画で示されているとおり、令和4年度完了に向け事業を推進すること。
- (2) 県境から日南町側4kmと庄原市側3km及び高尾～三坂5km（鍵掛峠道路L＝12km）区間の令和7年度開通を着実かつ早期整備及び国道183号現道との取付部の道路改良をすること。
- (3) 全延長約86kmの内、約32kmの調査区間を整備区間（県内8km）に、未指定区間の約32kmを調査区間（県内18km）へ早期に指定すること。

5 1. 道路等老朽対策の制度改正及び道路整備促進のための予算確保について

要 旨

高度経済成長期にインフラ整備を集中的に実施し50年経過した今、施設の老朽化が重要な課題となっております。また、災害による被災地の復旧・復興はもとより、高規格道路の未整備区間の解消、老朽化対策や交通安全対策、更には地域の生活基盤となる身近な道路整備の促進など、取り組むべき課題は山積している状況にあります。

道路法の改正により平成26年7月から、トンネル、橋梁等の点検を近接目視により5年に1回の頻度で行うこととなり、「メンテナンスサイクルの確定」とともに「サイクルを回す仕組み」として道路メンテナンス会議を設立し対応することとなりました。

しかしながら、各道路管理者が点検と診断を定められたサイクルに基づき実施し、継続的に修繕更新等を行うことは多大な経費を要するため、長寿命化修繕計画が完了しないまま2巡目の点検が始まる状況となっております。

つきましては、以下の事項について、国に対して働きかけをお願いします。

- (1) 高速道路から町村道に至るまで道路の利用頻度や交通量等を勘案し、メンテナンスサイクルを改善すること。
- (2) 地方負担を軽減し、継続して老朽化対策を実施できるよう、社会資本整備総合交付金等既存の補助制度の財源を確保すること。
- (3) 地方創生及び国土強靱化を実現し、ストック効果の早期発揮及び長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、道路関係予算所要額を確保すること。

5 2. 治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業の推進について

要 旨

平成28年10月に発生した鳥取県中部地震、昨年7月の西日本豪雨をはじめとするかつて経験したことのない集中豪雨などの様々な自然災害の脅威にさらされており、国民の生命財産を守るために、防災、減災に対する取り組みをハード、ソフト両面からこれまで以上に強化する必要があります。

このような中、砂防等事業による堰堤等整備の推進により、中山間地域の危険箇所は解消されつつありますが、事業の実施に当たり、砂防堰堤の流路工の事業除外、急傾斜事業に伴う排水処理の集中等から、大雨や最近のゲリラ豪雨などの際には住宅へ浸水等が懸念され、多くの関係者から流路工の整備や急傾斜の排水路整備の要望が寄せられていますが、財源となる補助事業がありません。

つきましては、以下の事項について、県における事業の実施及び支援をお願いします。

- (1) 治山・砂防事業及び急傾斜地崩壊対策事業をより一層の推進し、流路工の事業対象化、排水路の改修等の流末対策及び、排水系統を分散化すること。
- (2) 事業化の対象外となった水路等については、防災事業として県、町村、地元等の負担による交付金事業等の補助制度を創設すること。
- (3) 砂防堰堤の堆積土砂撤去などの措置を講じること。

53. 災害復旧について

要 旨

平成30年7月豪雨では、多くの住民が避難を余儀なくされ、また、護岸崩壊や土砂流出等による交通の遮断、農地の被災、農業用水路や生活水路の被災、農業集落排水管路施設の被災、林道・作業道の被災など、各地で甚大な被害をもたらしました。

つきましては、以下の事項について、国への働きかけ及び県における支援をお願いします。

- (1) 砂防事業について、住宅集積地、農地、道路及び鉄道に面した溪流の砂防等事業の集中的な実施及び砂防堰堤の堆積土砂撤去などの措置を講じること。
- (2) 護岸整備について、国道及び県道、鉄道、公共施設並びに民家等に近接する河川護岸の強化対策、崩壊箇所の早期復旧を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策事業（交付金）」を継続し、また、今回の豪雨による河川氾濫箇所周辺については、少しの増水でも溢水などが起こる危険性があるため、早急に河床掘削を行うこと。
- (3) 災害復旧事業の実施においては、再度災害が発生しないよう、原形復旧のみならず改良復旧を国へ働きかけること。
- (4) 林道及び農地、農業用水路等の土砂撤去（処理経費含む）など、国庫補助災害復旧事業に該当しない小規模被災個所の復旧に対して、県独自の小規模農地等災害復旧補助事業を創設していただくとともに、制度創設に当たっては、申請事務の簡素化など迅速な災害復旧に資する制度となるようにすること。
- (5) 災害復旧事業の測量設計業務委託料が補助対象となるよう、国に対して働きかけること。

5 4. 海岸対策について

要 旨

海岸の侵食対策については、「鳥取沿岸の総合的な土砂管理ガイドライン」に基づき人工リーフの機能強化、堆積砂の浸食箇所への養浜、沿岸における土砂の流れを回復するサンドバイパス、サンドリサイクル、浜崖の後退を抑止するサンドバック等により海岸保全に取り組んでいただいております。

しかしながら、爆弾低気圧の通過時や冬期の波浪などに起因して、浜崖の発達や砂浜・保安林の消失のほか、漁港などでは砂が堆積し航路や停泊地が埋没するなど漁業にも支障をきたしています。

県は、海岸の状態の監視や、地元関係者及び専門家の意見を聞きながら漂砂の解明と対策を実施されていますが、その効果検証が明らかになっていません。

つきましては、引き続き、人工リーフの機能向上やサンドリサイクル等に取り組んでいただきますとともに、検討委員会等による土砂の移動メカニズムの調査・研究を進め、豊かで潤いのある海岸環境が恒久的に保全されるような対策を早期に実現していただきますようお願いいたします。

加えて、継続的に海岸保全対策の予算を確保していただきますとともに、国とも連携して河口閉塞の堆砂を養浜が必要な場所へ有効活用するなど、効果的な対策をお願いします。

5 5. 港湾対策について

要 旨

県下の港湾については、船舶の出入りに必要な水深を確保するため、浚渫を毎年実施していただいておりますが、恒常的に土砂は堆積し根本的な改善には至っていない状況です。

つきましては、引き続き、浚渫事業等に取り組んでいただきますとともに、継続して土砂堆積の原因究明と方針検討、抜本的な対策等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

加えて、環境の変化により港内の静穏度が悪化しており、船の航行等に影響を及ぼしておりますので、船舶の安全航行を確保するため、計画的かつ早期に港湾施設の改良等の措置をお願いします。